

ID: 42

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	長門市使用料徴収条例 第3条		
例規番号	平成17年条例第63号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の返還)  第3条 申請を受理した後に出願事項を変更し、又はその取消しを申請した場合においては、前納の使用料は使用の限度に応じてこれを返還することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考	各課共通		
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日